（第一号基礎的電気通信役務の種別）

第四十条の七　法第百八条第二項の総務省令で定める第一号基礎的電気通信役務の種別は、次の各号のいずれかとする。

一　第十四条第一号及び第二号に掲げる第一号基礎的電気通信役務をあわせたもの

二　第十四条第一号、第二号及び第四号に掲げる第一号基礎的電気通信役務をあわせたもの

様式第38の２（第40条の３第２号、第40条の４第１項関係）

第一号基礎的電気通信役務収支表

［略］

第１表　第14条第１号から第４号までに掲げるもの

役務の細目		営業収益	営業費用			営業利益	摘要
			うち設備管理部門費用		うち設備利用部門費用		
			うち第一種公衆電話機台数削減以外の費用	うち第一種公衆電話機台数削減費用			
1　第14条第１号に掲げるもの	(1)　同号イに掲げるもの						
	(2)　同号ロに掲げるもの						
	小　計						
2　第14条第２号に掲げるもの	(1)　同号イに掲げるもの						
	(2)　同号ロに掲げるもの						
	小　計						

（第一号基礎的電気通信役務の種別）

第四十条の七　法第百八条第二項の総務省令で定める第一号基礎的電気通信役務の種別は、第十四条各号に掲げる第一号基礎的電気通信役務をあわせたものとする。

［新設］

様式第38の２（第40条の３第２号、第40条の４第１項関係）

第一号基礎的電気通信役務収支表

［同左］

第１表　第14条第１号から第４号までに掲げるもの

役務の細目		営業収益	営業費用			営業利益	摘要
			うち設備管理部門費用		うち設備利用部門費用		
			うち第一種公衆電話機台数削減以外の費用	うち第一種公衆電話機台数削減費用			
1　第14条第１号に掲げるもの	(1)　同号イに掲げるもの						
	(2)　同号ロに掲げるもの						
	(3)　同号ハに掲げるもの						
	小　計						
2　第14条第２号に掲げるもの	(1)　同号イに掲げるもの						
	(2)　同号ロに掲げるもの						
	(3)　同号ハに掲げるもの						
	小　計						